

憩いの広場 SITE MITAI 広場利用に関する社会実験実施要領

1. 実施期間（予定）

令和8年4月20日～令和8年10月31日（約6ヶ月間）

※期間中、複数日の参加・単日の参加いずれも可能です。

※日時は申請内容をもとに調整させていただく場合があります。

2. 実施場所

憩いの広場 SITE MITAI（高千穂町大字三田井）

※配置・使用可能範囲は、内容に応じて事前に協議します。

3. こんな人に来てほしい

☆賑いつくりに参加したい人

☆まずは小さく試してみたい人

☆高千穂で何かやってみたかった人

☆表現や企画を、誰かに届けてみたい人

☆「イベント主催者」ではないけど、何かやりたい人

4. 利用料・利用条件

広場の利用料は無料とします。ただし、電気・水道等の使用に係る実費相当額として、
1ブースあたり1日500円を徴収します。（※社会実験期間限定）

※出店・パフォーマンス等のブース設置数は、1日あたり4～5組程度を目安とします。

※広場全体を使用するイベント、複数ブースを伴う催し等については、内容・規模・
安全面等を踏まえ、事前に協議のうえ実施可否を判断します。

5. 応募・利用の流れ

①令和8年3月13日（第1次募集）までに利用許可申請書、利用希望日時申請表、誓約書を下記の申込先にメールもしくは直接提出。

※締切日以降については、応募状況により随時受付を行う場合があります。

②内容確認・必要に応じた調整

③利用許可の連絡

④実施当日（許可証等の掲示）

6. 必要添付書類（飲食を伴う出店の場合）

○営業許可証 ○食品衛生責任者証

7. 社会実験へのご協力について

実施後、簡単なアンケートへのご協力をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

8. 注意事項

○本社会実験は公共空間を活用した取り組みですので遵守事項があります。

○音量・内容については、周辺環境への配慮をお願いします。

○備品等は原則各自でご準備ください。

○火気使用については基本的には禁止です。

○応募多数の場合は、内容・日程調整を行うことがあります。

○公序良俗に反する行為、危険を伴う行為は禁止します。

9. 申込・問い合わせ先

高千穂町役場 建設課まちづくり推進係 飯干まで

TEL：0982-73-1210 E-mail：kensetsu@town-takachiho.jp